

## 成果レポート等の見直しについて

平成 26 年 2 月 24 日  
総務部財政課

平成 26 年度の春の政策協議に向け、評価基準及び成果レポートに掲載する項目について、以下のとおり見直すこととしたい。

## 1 評価基準の見直しについて（別紙 1 参照）

- (1) 今年度より、春の政策協議においてすべての施策等が対象となり、評価についても議論がなされたこと及び、来年度からは春の政策協議において、施策等の進展度を確定することとしたため、評価基準上も、春の政策協議での議論をふまえることを明記する。
- (2) 進展度の算出方法について、現行の③（2）を削除し、（1）を本文に盛り込むこととする。

\*現行の算出方法の③（2）の前段、「（1）以外に設定した基本事業の数値目標の達成率」は、県民カビジョン・行動計画には掲載されていないものであることから削除する。また、後段の「基本事業ごとの重みや取組実績等」については、（1）の「活動指標ごとの重みや取組実績」と同内容であることから削除し、（1）を本文に盛り込む。

## 2 成果レポートに掲載する項目について

議会からの意見等をふまえ、下記のとおり簡素化を行う。

### (1) 改善・注力カーコメント

改善・注力カーコメントは、評価表からの抜き書きであること、また第 1 章と重複することから、廃止する。

### (2) 施策等の評価表

#### ①特に注力するポイント（別紙 2 参照）

特に注力するポイントは、「平成〇年度の改善のポイントと取組方向」の一部であることから、「平成〇年度の改善のポイントと取組方向」の該当記載を「・」から「○」にすることで対応。（2 項目から 5 項目程度）

#### ②新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

選択・集中プログラムの「新しい豊かさ協創プロジェクト」の評価表の、「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見」については、今年度の成果レポートにおいて、表記にばらつきがあったことから、記載要領を示して書き振りを統一するとともに、項目を 5 項目程度に絞ることとする。

【現行】

**評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由**

- 施策等の目標達成に向けて、県民指標や活動指標等の達成状況、取組実績等の情報をもとに総合的に施策の進展度をA～Dで判断し、該当するものを選択し記入の上、判断理由を記載します。
- A～Dの判断にあたっては、施策等を所管する部長、副部長、次長の判断によるものとしますが、判断に際して次の表1の考え方を目安としてください。

[表1]

適用 区分	① 県民指標 の達成率	② 活動指標 の平均達成 率	進展度の算出方法
A. 進んだ	100%	100%	①の結果によりA～Dを区分する。 ↓ ②の状況により、①の区分のままでよいか検討する。 ↓ ③活動指標や構成する基本事業の中身と施策目標との相関関係（下記）を考慮し、総合的に判断する。 (1)活動指標ごとの重みや取組実績 (2) (1)以外に設定した基本事業の数値目標の達成率、基本事業ごとの重みや取組実績
B. ある程度進んだ	85%以上 100%未満	85%以上 100%未満	
C. あまり進まなかった	70%以上 85%未満	70%以上 85%未満	
D. 進まなかった	70%未満	70%未満	

※選択・集中プログラムについては「県民指標」を「プロジェクトの数値目標」、「活動指標」を「実践取組の目標」として考えてください。(以下同様)

## 【改正案】

評価結果をふまえた施策等の進展度と判断理由

- 施策等の目標達成に向けて、県民指標や活動指標等の達成状況、取組実績等の情報をもとに総合的に施策の進展度をA～Dで判断し、該当するものを選択し記入の上、判断理由を記載します。
- A～Dの判断にあたっては、施策等を所管する部長、副部長、次長の判断によるものとしませんが、判断に際しては、春の政策協議での協議内容をふまえるとともに、次の表1の考え方を目安としてください。

[表1]

区分	摘 要	①県民指標 の達成率	②活動指標 の平均 達成率	進展度の算出方法
A. 進んだ		100%	100%	1. ①の結果により、A～Dを区分する。
B. ある程度進んだ		85%以上 100%未満	85%以上 100%未満	↓ 2. ②の状況により、①の区分のまま でよいか検討する。
C. あまり進まなかった		70%以上 85%未満	70%以上 85%未満	↓ 3. 活動指標や構成する基本事業の中 身と施策目標との相関関係（ <u>活動指標 ごとの重みや取組実績</u> ）を考慮し、総 合的に判断する。
D. 進まなかった		70%未満	70%未満	

※選択・集中プログラムについては「県民指標」を「プロジェクトの数値目標」、「活動指標」を「実践取組の目標」として考えてください。（以下同様）

【主担当部局：総務部】

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

平成 27 年度末での到達目標

平成 19(2007)年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は 2 月補正予算等を編成したことなどにより目標値を下回りましたが、活動指標の 2 つは目標値を達成したことから、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	--

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標					
目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県債残高 *1	/	8,232 億円 (24 年度末)	98%	8,224 億円 (25 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
	8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)		/	/
目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方					
目標項目 の説明	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。				
25 年度目標 値の考え方	「中期財政見通し」を踏まえ、平成 26 年度末の県債残高が平成 23 年度末よりも減少するよう目標値を設定しました。				

\* 1 各年度、最終補正後の数値で比較。

活動指標						
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40301 持続可能な財政運営の推進 (総務部)	県債残高*1	/	8,232 億円 (24 年度末)	98%	8,224 億円 (25 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
		8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)		/	/

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40302 公平・公正な税の執行と税収の確保（総務部）	県税の徴収率		96.6% (23 年度)	100%	96.8% (24 年度)	96.9% (26 年度)
		96.5% (22 年度)	96.7% (23 年度)			
40303 最適な資産管理と職場環境づくり（総務部）	庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化率		95.5%	100%	97.7%	100%
		88.9%	95.5%			

\* 1 各年度、最終補正後の数値で比較。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	72,596	80,665	72,371		
概算人件費		2,813			
(配置人員)		(312 人)			

### 平成 24 年度の取組概要

- 平成 25 年度当初予算は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成 25 年度三重県経営方針（案）」を踏まえて編成。あわせて、国の緊急経済対策を活用し、緊急かつ集中的に取り組むべき防災対策等を積極的に実施するため、平成 24 年度 2 月補正予算と一体的に 14 ヶ月予算として編成。
- 若手職員等で構成したワーキンググループの予算編成プロセスの見直し案を踏まえ、施策別財源配分（包括配分）制度を廃止し、政策的経費について優先度判断を行うことや、知事と部局長との協議の充実を図るなどの見直しを実施
- 「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」を策定するとともに、導入施設や募集条件の検討、企業等へのアンケート調査を実施。
- 県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行い、滞納者に対する差押を強化するとともに、特別徴収機動班と県税事務所が連携し、機動的に滞納整理を実施
- 個人県民税の収入確保対策として、個人住民税特別滞納整理班において、12 月末現在で 9 市町から職員と約 2,400 件の滞納案件を受け入れ、そのうち約 2,000 件を処理。また、全市町による一律の特別徴収義務者の指定に向け、市町と連携して事業者約 19 万箇所への周知などの取組を実施。
- 県税以外の未収金について、全庁的な対策推進の枠組みの構築に向け債権管理推進会議を設けるとともに、全庁的な取組の枠組みを構築する指針を策定
- 「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、税検討委員会の答申、県民の皆さんの意見、県議会での議論等を踏まえ、「みえ森と緑の県民税」条例案を県議会に提出するとともに、税の周知のため広報や説明会などを実施
- 未利用資産については、新たにインターネットオークションに参加したことなどにより 12 件 1 億 682 万 8,728 円を売却。また、新たな財源確保策として公用車への広告掲載を開始し 7 社 43 台 47 万円の収入。
- 県庁舎等の長寿命化を図るための新たな指針を策定

## 平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・平成 25 年度当初予算は 14 ヶ月予算として編成し、投資的経費は対前年度 18.3%増と大幅に増額していますが、可能な限り県債発行の抑制を図った結果、平成 25 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高は、中期財政見通しで示した残高を下回る見込みとなっています。今後も、財政状況が一段と厳しくなることが見込まれる中、引き続き持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組む必要があります。
- ・施策別財源配分制度の廃止により、固定化した部局別割合が変動するなど、メリハリのある予算編成を行いました。また、知事と部局長の協議の場の公開等により予算編成プロセスの透明性が向上し、県民の視線にたった議論がより活発になりました。一方で、各部局からは政策的経費の要求について、機械的に 1/3 ずつ優先度を振るのは難しいところもあったという意見もありました。
- ・ネーミングライツ導入対象施設は、施設の性格、広告効果、アンケート調査などを踏まえて検討を進め、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の 3 施設を中心に具体的募集条件を検討することにしました。
- ・公平適正な賦課徴収を行い、滞納者に対する差押を強化することにより、平成 24 年 12 月末現在の自動車税の収入未済額は、前年同月と比較し 1 億 5,000 万円を縮減しました。また、高額事案の滞納整理（平成 25 年 1 月末現在）についても、前年同月から滞納事案の件数を約 26% 圧縮し、1 億 2,000 万円の滞納額を縮減しました。引き続き収入未済額の縮減に取り組むとともに、納税者の利便性向上のため納税手段の拡大を図る必要があります。
- ・個人住民税特別滞納整理班の直接徴収による滞納処理額が、平成 24 年度の目標 8 億円に対し、平成 24 年 12 月末で 7 億 4,300 万円と大きな成果を出しています。一方で、現在直接徴収の対象となっていない未派遣市町にも参加を働きかけ、直接徴収の取組を進める必要があります。また、個人住民税特別徴収加入促進研究会において、平成 26 年度から個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を県内全市町と三重県が連携し開始することとなりました。
- ・「三重県債権管理適正化指針」の策定により、これまで、各部局単位や債権単位で行っていた基本的な債権管理の手に共通する課題について、統一的な取扱いを定めることができました。一方で、指針に基づき手続を行ったとしても、一部の未収金については長期間の管理が必要なものがあることから、訴えの提起、和解の手続や債権放棄の手続について、今後検討を深めていく必要があります。
- ・平成 25 年 3 月に「みえ森と緑の県民税」条例案が可決され、平成 26 年度からの導入が決定されました。平成 26 年 4 月の導入に向け、税の周知・理解促進のため、引き続き丁寧な説明に取り組む必要があります。
- ・未利用資産の売却について、平成 24 年度の実績額は目標額 1 億円を上回りました。一方で、条件の整った売却可能資産は減少していることから、建物除却や測量等の売却条件を整備する必要があります。
- ・県庁舎等の保全業務について、事後保全から予防保全に転換することにより、施設の長寿命化を図るとともに、今後発生する施設保全コストの平準化・縮減を図るための基本的な考え方として「県庁舎等適正保全指針」を策定しました。今後は、施設の長寿命化にむけ、施設保全マニュアルの策定など具体的な取組を進める必要があります。

- 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制するとともに、総人件費の抑制を図るなど、財政の健全化に取り組みます。
- ・平成 26 年度当初予算の編成にあたっては、要求上限額（シーリング）に一定の加算を行う重点化施策（仮称）を新たに設定するなど、よりメリハリのある予算となるよう、新しい予算編成プロセスの円滑な運用に取り組みます。
- ネーミングライツについては、3 施設を中心に具体的募集条件を検討し、可能なものから順次導入を進めます。
- ・県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行うとともに、収入未済額の縮減を図ります。また、納税者の利便性の向上を図るため、クレジットカード納税の導入を進めます。
- ・引き続き、個人県民税の収入確保対策として、市町から職員と滞納案件を受け入れ、大量かつ集中的に滞納整理を進めます。また、未派遣市町が派遣を前向きに検討できるよう、特別滞納整理班の実績等を周知するとともに、市町の実態に応じた派遣の働きかけを強めます。さらに、平成 26 年度からの全市町による特別徴収義務者の一斉指定に向け、具体的準備を市町と連携して進めます。
- 県税以外の未収金について、債権管理推進会議において全庁的な対策を推進するとともに、各部局において「三重県債権管理適正化指針」に基づく未収金の縮減に取り組みます。
- ・「みえ森と緑の県民税」について納税者の皆さんにより広くご理解いただくため、市町と連携しながら、広報や説明会の開催などに引き続き取り組むとともに、税導入のための税システム改修を行います。
- ・「みえ県有財産利活用方針」に基づき、インターネットオークション等の手法も活用し、未利用資産の売却を進めるとともに、公用車の広告掲載を進めるなど、計画的・効果的に財産の利活用を推進します。
- ・平成 27 年度の施設保全マニュアル策定に向けて、日常点検の試行や B I M M S（保全情報システム）を活用した修繕・改修計画の見直しを行っていきます。

\* 「○」の着いた項目は、平成 25 年度に特に注力するポイントを示しています。